

日本寄生虫学会理事等選挙の選挙人および被選挙人の告知

平成 29 年 8 月 1 日

選挙管理委員会
委員長 松本芳嗣
委員 坪井敬文
委員 丸山治彦
委員 有末伸子

・選挙人及び被選挙人名簿は、寄生虫学会事務局の保有する会員データ(平成 29 年 7 月 31 日現在)を元に作成しました(理事選挙実施規程第 4 条)。会員各位はご自分の選挙人および被選挙人たる権利につきご確認ください。

・選挙人及び被選挙人名簿に異議のある会員は平成 29 年 8 月 31 日(木)までに選挙管理委員会(日本寄生虫学会事務局内 jsp.office.2015@gmail.com までご連絡下さい。理事会にて異議が認められた場合は修正します(理事選挙実施規程第 4 条第 3 及び 4 項)。

・なお、被選挙人名簿に登録された会員が理事、プログラム委員、教育委員、あるいは小泉賞審査委員(奨励賞審査委員を兼ねる)に選出されたときは、正当な理由があると理事会で認められる場合を除き、これを拒否することはできません(理事選挙実施規程第 4 条第 6 項)。

・6 月 20 日付けお知らせしましたように <http://jsp.tm.nagasaki-u.ac.jp/news/1366/>、異動に伴う住所変更届が提出されていない場合などは名簿には反映されておりません。

・お知り合いに日本語を理解しない会員が居られましたら周知をお願いします。

■ [選挙人および被選挙人名簿](#) [2017.7.31]

被選挙権						
	名誉会員	終身会員	正会員(評議員)	正会員(一般)	正会員(学生)	団体会員・賛助会員
理事	×	×	○	×	×	×
プログラム委員	×	×	○	○	○	×
教育委員	×	×	○	○	○	×
小泉賞選考委員	○	○	○	×	×	×

選挙権						
	名誉会員	終身会員	正会員(評議員)	正会員(一般)	正会員(学生)	団体会員・賛助会員
理事	×	×	○	○	○	×
プログラム委員	×	×	○	○	○	×
教育委員	×	×	○	○	○	×
小泉賞選考委員	×	×	○	○	○	×

上記にかかわらず、

■ 次の会員は被選挙人たる権利を有しません。

1. 平成 28 年度までの学会費に未納がある正会員は被選挙人たる権利を有しません（会則第 5 条第 10 項）
2. 現在、連続して 2 期選出されている理事あるいはプログラム委員、教育委員である正会員はそれぞれの役職の被選挙人たる権利を有しません（会則第 11 条第 2 項、プログラム委員会細則第 4 条第 2 項および教育委員会細則第 4 条第 2 項）
3. 平成 30 年 3 月 31 日時点で 63 歳に達する評議員は理事の被選挙人たる権利を有しません（会則第 11 条第 3 項）
4. 地方区選出の理事および教育委員会委員の被選挙人たる権利は、7 月 31 日現在の所属支部（地方区）に限られます（理事選挙実施規程附則 3.）

■ 次の会員は選挙人たる権利を有しません。

1. 名誉会員、終身会員、団体会員、賛助会員は選挙人たる権利を有しません（会則第 5 条第 5 項、第 6 項、第 7 項および第 8 項）
2. 平成 28 年度までの学会費に未納がある正会員は選挙人たる権利を有しません（会則第 5 条第 10 項）。但し、平成 29 年 1 月 1 日以降に会員登録を完了し、今年度の会費を納入している新入会員は選挙人名簿に掲載されます。
3. 地方区選出の理事および教育委員会委員の選挙人たる権利は、7 月 31 日現在の所属支部（地方区）に限られます（理事選挙実施規程附則 3.）

以上。

参考

1. 日本寄生虫学会会則：<http://jsp.tm.nagasaki-u.ac.jp/about/society-regulations/>
2. 理事選挙実施規程および理事選挙日程細則：<http://jsp.tm.nagasaki-u.ac.jp/about/society-regulations/trustee-election/>

3. プログラム委員会細則 : <http://jsp.tm.nagasaki-u.ac.jp/about/officers-and-committees/>
4. 教育委員会細則 : <http://jsp.tm.nagasaki-u.ac.jp/about/officers-and-committees/>
5. 小泉賞審査規定および奨励賞審査規定 <http://jsp.tm.nagasaki-u.ac.jp/about/society-regulations/koizumi/>